

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する
政令案要綱について（諮問）

大

(写)

厚生労働省基勅第 0607001 号

労働政策審議会

会長 西川 俊作 あて

厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 14 年 6 月 7 日

厚生労働大臣 坂口



中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 退職金共済契約に係る退職金額

掛金月額及び掛金納付月数に応じ改令で定める基本退職金額は、年一・〇パーセントの予定運用利回りに基づき定める金額とするものとすること。

第二 退職金を分割払の方法により支給する場合の分割支給率

退職金を分割払の方法により支給する場合に退職金の額に乗ずる分割支給率は、次に掲げる分割支給期間の区分に応じ、それぞれに定める率とするものとすること。

一五年 千分の五十一

二十年 千分の二十六

第三 厚生労働大臣の承認を要しない投資一任契約

勤労者退職金共済機構が厚生労働大臣の承認を受けることなく余裕金を運用することができる投資一任契約は、投資判断の全部を一任することを内容とする投資一任契約とするものとすること。

第四 余裕金の運用に関する基本方針の提示を要しない保険の契約

勤労者退職金共済機構が余裕金の運用に関する契約の相手方に対して余裕金の運用に関する基本方針を提示することを要しない保険の契約は、責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められた保険の契約とするものとすること。

第五 その他

その他所要の整備を行うものとすること。

第六 施行期日

この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十九号）の施行の日から施行するものとすること。